

(様式1)  
 審査基準(申請に対する処分関係)

		担当課	港湾海岸課	検索番号	1 - 1
法令名	公有水面埋立法	根拠条項	第2条第1項		
許認可等	埋立免許				
<p>1 根拠規定</p> <p>公有水面埋立法            第2条(免許)            1 埋立ヲ為サムトスル者ハ都道府県知事ノ免許ヲ受クヘシ</p> <p>2 審査基準</p> <p>公有水面埋立法            第4条(免許の基準)            1 都道府県知事ハ埋立ノ免許ノ出願左ノ各号ニ適合スト認ムル場合ヲ除クノ外免許ヲ為スコトヲ得ズ            国土利用上適正且合理的ナルコト            其ノ埋立ガ環境保全及災害防止ニ付十分配慮セラレタルモノナルコト            埋立地ノ用途ガ土地利用又ハ環境保全ニ関スル国又ハ地方公共団体(港務局ヲ含ム)ノ法律ニ基ク画ニ違背セザルコト            埋立地ノ用途ニ照シ公共施設ノ配置及規模ガ適正ナルコト            第2条第3項第4号ノ埋立ニ在リテハ出願人ガ公共団体其ノ他政令ヲ以テ定ムル者ナルコト並埋立地ノ処分方法及予定対価ノ額ガ適正ナルコト            出願人ガ其ノ埋立ヲ遂行スルニ足ル資力及信用ヲ有スルコト            2 前項第4号及第5号ニ掲グル事項ニ付必要ナル技術的細目ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム            3 都道府県知事ハ埋立ニ関スル工事ノ施行区域内ニ於ケル公有水面ニ関シ権利ヲ有スル者アルトキハ第1項ノ規定ニ依ルノ外左ノ各号ノ一ニ該当スル場合ニ非ザレバ埋立ノ免許ヲ為スコトヲ得ズ            其ノ公有水面ニ関シ権利ヲ有スル者埋立ニ同意シタルトキ            其ノ埋立ニ因リテ生スル利益ノ程度ガ損害ノ程度ヲ著シク超過スルトキ            其ノ埋立カ法令ニ依リ土地ヲ収用又ハ使用スルコトヲ得ル事業ノ為必要ナルトキ</p> <p>公有水面埋立法施行令            第3条            1 同一区域ニ亘ル埋立ノ出願ニシテ免許シ得ヘキモノ数件アルトキハ公益上及經濟上ノ価値最モ大ナルモノヲ免許スヘシ            2 前項ノ事情ニ優劣ナキトキハ先ツ沿岸土地所有者ノ出願ニ係ル埋立ニシテ其ノ土地ノ利用ニ著シキ關係アルモノ、次ニ出願受理ノ日先ナルモノヲ免許スヘシ            3 前2項ノ規定ハ先願ヲ受理シタル日ヨリ起算シ6月ヲ経過シ又ハ地元市町村長ニ諮問ヲ発シタル後ニ受理シタル出願ニ付テハ之ヲ適用セス</p> <p>第7条            公有水面埋立法第4条第1項第5号ノ政令ヲ以テ定ムル者ハ左ノ条件ヲ具備スル法人トス            土地ノ造成及処分ノ業務ガ主タル目的ノ一タルコト</p>					

(様式1)  
審査基準(申請に対する処分関係)

国又は公共団体ノ出資ガ資本金、基本金其ノ他之ニ準ズルモノノ2分ノ1ヲ超コルコト但シ産業ノ振興、生活環境ノ向上又ハ流通機能ノ増進ヲ図ルコトヲ目的トシ且埋立地又之ヲ含ム地域ノ総合的発展ニ著シク寄与スベキ埋立ニシテ其ノ埋立ニ関スル工事ノ竣工後3年内ニ埋立地ノ処分ヲ完了スル見込確實ナルモノヲ為サムトスル場合ニ於テハ3分ノ1ヲ超コルヲ以テスル

公有水面埋立法施行規則

第5条(公共施設の配置及び規模に関する技術的細目)

法第4条第1項第4号の公共施設のうち、道路、公園、緑地及び広場並びに排水施設の配置及び規模に関する同条第2項(法第13条ノ2第2項において準用する場合を含む。)の技術的細目は、次に掲げるものとする。

道路は、埋立地の規模、用途、区画割及び周辺の状況を勘案して、通行の安全上、環境の保全上、災害の防止上又は事業活動の効率上適切な配置及び規模で設計されていること。

公園、緑地及び広場は、埋立地の規模、用途、区画割及び周辺の状況を勘案して、環境の保全上又は災害の防止上適切な配置及び規模で設計されていること。

排水路、終末処理施設その他の排水施設は、埋立地の規模、用途、区画割、周辺の状況及び降水量を勘案して、汚水及び雨水を有効に排出できるような配置及び規模で設計されていること。

第6条(埋立地の処分方法等に関する技術的細目)

法第4条第1項第5号の埋立地の処分方法及び予定対価の額に関する同条第2項(法第13条ノ2第2項において準用する場合を含む。)の技術的細目は、次に掲げるものとする。

埋立地の処分の相手方(国及び公共団体を除く。次号において同じ。)の選考方法が適正であること。

埋立地の処分の相手方が埋立地の用途に従い自ら利用すると認められる者であること。

埋立地の予定対価の額は、埋立地の処分により出願人が不当に受益しないものであること。

- ・ 公有水面の埋立の適正化について(昭和40年9月1日付け港管第2021号、建河発第341号運輸省港湾局長、建設省河川局長通達)
  - 1 埋立ての免許又は承認は、原則として、次に掲げるものについて行なうものとする。
    - (1) 法令に基づき土地を収用し又は使用しうる事業のため必要な埋立て
    - (2) 国又は公共団体が行なう埋立て
    - (3) に掲げるもののほか私人が行なう埋立てで公共の利益に寄与するもの
  - 2 埋立ての免許に当たっては、当該埋立ての目的、出願者の資力及び信用、事業計画及び資金計画の内容、工実施の方法等を厳重に審査し、当該埋立てを的確に遂行する意思と能力を有すると認められる場合にのみ免許するものとする。
- ・ 公有水面埋立法の一部改正について(昭和49年6月14日付け港管第1580号、建河発第57号運輸省港湾局長、建設省河川局長通達)
  - 1 埋立免許の願書等について(法第2条、則第1条、第2条及び第3条関係)
    - (3) 埋立ての理由等について  
免許の審査に際しては、埋立てを必要とする理由及び埋立ての規模の算出根拠を確認すること。また、工業用途の埋立てであって、立地予定業種が特定しているものについては、その生産規模を確認すること。
    - (4) 埋立地の用途について(法第2条第2項第3号、則第1条及び別指様式第1関係)
      - イ 法第2条第2項第3号の埋立地の用途は、法第3条の規定による出願事項の縦覧及び地元市

(様式1)

審査基準(申請に対する処分関係)

町村長の意見聴取、法第4条の規定による埋立免許基準、法第13条ノ2の規定による出願事項の変更並びに法第29条の規定による埋立地の用途変更の許可等の埋立地の用途に関する規定の趣旨を考慮して定めさせる必要があるが、なるべく具体的であること。

ロ イの場合において、埋立地の用途のうち工業用途については、八からホまでによるほか、少なくとも、統帙法の規定による日本標準産業分類のうち中分類によること。

ハ 工業用途のうち、石油製品製造業用地と、石炭製品製造業用地は区分するものとし、また、金属製品製造業用地及び機械器具製造業用地は併せて金属機械器具製造業用地とすることができるものであること。

ニ 工業用途のうち、中小企業工業用地造成のための埋立てでロにより定め難いものについては、製造業用地として用途を定めることができるものであること。

ホ 主たる工業用地の関連工業用地は、主たる工業用地と同一の用途として取り扱うこと。

ヘ 独立した用途として表示されない公共施設用地についても、免許権者は、法第24条第1項ただし書の規定に基づき、免許条件をもって公共帰属させることができるものであること。

(5) 環境安全に関し講じる措置を記載した図書について(則第3条第8号関係)

「環境安全に関し講じる措置を記載した図書」とは、埋立て及び埋立地の用途に関する環境影響評価に関する資料を含む環境安全措置を記載した図書であること。

3 埋立ての免許基準について(法第4条第1項及び第2項、則第5条及び第6条関係)

(1) 埋立ての免許基準の性格について

法第4条第1項各号の基準は、これらの基準に適合しないと免許することができない最小限度のものであり、これらの基準の全てに適合している場合であっても免許の拒否はあり得るので、埋立ての必要性等他の要素も総合的に勘案して慎重に審査を行うこと。

(2) 国土利用上適正かつ合理的なることについて(法第4条第1項第1号関係)

埋立てそのもの及び埋立地の用途が国土利用上適正かつ合理的であるかどうかにつき慎重に審査すること。

(3) 環境安全の配慮について(法第4条第1項第2号関係)

埋立てそのものが水面の消滅、自然海岸線の変更、潮流等の変化、工事中の濁り等に関し、海や環境の保全、自然環境の保全、水産資源の保全等に十分配慮されているかどうかにつき慎重に審査すること。

(4) 公共施設の配置及び規模について(法第4条第1項第4号、則第5条関係)

イ 則第5条第2号の公園、緑地及び広場に関する技術的細目を適用するに当たっては、環境安全等の重要性にかんがみ、埋立てが新たに土地を形成するものである点を考慮し、また、埋立地の規模、用途、区画割及び周辺の状況を勘案して、全体として十分なオープンスペースが確保されることとなるよう運用すること。

ロ 則第5条で規定する公共施設以外の公共施設についても、法第4条第1項第4号の規定により、その配置及び規模が適正であることが必要であり、審査に当たり十分留意すること。

(5) 令第7条の法人の行う分譲を目的とする埋立てについて(法第4条第1項第5号、令第7条関係)

イ 分譲を目的とする埋立ての主体を限定した趣旨にかんがみ、当該法人の事業種別の公共性、公益性、埋立地の処分方法等について慎重に審査すること。

ロ 土地の造成及び処分の業務の運営が、定款、協定等に基づき、資金計画、事業計画等の作成又は変更について、出資した国又は公共団体の許可、承認等を必要とすることとなっている等当該国又は公共団体の監督のもとになされることになっていることを確認すること。

ハ 令第7条各号の条件が免許後も維持されるよう、必要に応じ、免許条件を付することにより担保すること。

(様式1)

審査基準(申請に対する処分関係)

- ・ 公有水面埋立法の一部改正について(昭和49年6月14日付ガ巷管第1581号、建可発第58号運輸省港湾局管理課長、建設省河川局水政課長通達)
  - 1 設地の概要について(則第1条別記様式第1記4関係)
    - イ 則第1条別記様式第1記4「設地の概要」(3)の「埋立てに関する工事の施工方法」には、少なくとも、埋立工法、埋立に用いる土砂等の種類及び埋立てに関する工事の施行順序が記載されているものであること。
    - ロ 則第1条別記様式第1記4「設地の概要」(4)の「公共施設の配置及び規模の概要」のうち公共施設の規模とは、公共施設の敷地面積の大きさの意味であること。
  - 2 一般平面図及び海図について(則第2条第1号イ及びロ関係)
    - イ 「一般平面図」は、原則として国土地理院の発行したものであること。
    - ロ 「海図」は、海上保安庁の発行したものであること。
  - 3 却下について(法第3条第1項ただし書関係)
    - 「却下セラルベキモノナルトキ」とは、次の場合をいうものであること。
    - イ 所定の図書が不足している等出願手続上瑕疵がある場合
    - ロ 免許基準に適合していないことが明白である場合
  - 4 公園、緑地及びびな場に関する技術的細目について(則第5条第2号関係)
    - 則第5条第2号の公園・緑地及びびな場に関する技術的細目を適用するに当たっては、環境保全等の重要性にかんがみ、埋立地の規模、用途、区画割及び周辺の状況を勘案して、全体として十分なオープンスペースが確保されることとなるよう運用することとし、例えば、主たる用途が住宅用地である埋立てについての公園・緑地及びびな場の割合は、おおむね埋立地の10パーセント以上を目途とすること。
- ・ 公有水面埋立法施行令の一部改正について(昭和61年7月18日付ガ巷管第2052号、建可発第43号運輸省港湾局長、建設省河川局長通達)
  - 1 「産業ノ振興、生活環境ノ向上又ハ流通機能ノ増進ヲ図ルコトヲ目的トシ」とは、少なくとも次の各号を満たすこと。
    - (I) 埋立地の利用計画において、産業の振興等の実現を目的としていることが明確であり、かつ、その内容が埋立地の位置、用途、周辺地域との関係等からみて適切かつ合理的であること。
    - (II) 埋立事業が、次のような客観的な基準に適合する良質な事業であって、埋立の目的の達成が十分に確実であること。
      - (I) 産業の振興を図るものにあつては、産業の種類に応じて、工場立地法第4条の準則その他産業施設の整備の指針等を考慮の上、効率的、効果的な産業活動を行わしめるに足るものであると認められること。
      - (II) 生活環境の向上を図るものにあつては、都市計画法第33条の開発許可基準等を考慮の上、良好な生活環境を形成するに足るものであると認められること。
      - (III) 流通機能の増進を図るものにあつては、流通業務市街地の整備に関する法律第3条に定める基本方針等を考慮の上、高度な流通機能を実現するに足るものであると認められること。
  - 2 「地域ノ総合的發展ニ著シク寄与スベキ埋立」とは、少なくとも次の各号を満たすこと。
    - (1) 地域を総合的に整備し、改善し、又は振興するための計画であつて、地方公共団体が自ら策定し、又は承認した計画に沿って行われることが明らかな埋立てであること。
    - (2) (1)の計画の内容に照らし、当該埋立てを早期に実現することが必要かつ合理的であること。
  - 3 「工事ノ竣工後3年内ニ埋立地ノ処分ヲ完了スル見込確実ナルモノ」であるかどうかは、処分計画のみではなく、周辺地域の公共施設の整備等の客観的な見通しを踏まえて判断すること。

(様式1)

審査基準(申請に対する処分関係)

- 公有水面埋立法施行令の一部改正について(昭和61年7月18日付け港管第2052号、建河発第44号運輸省港湾局管理課長、建設省河川局水政課長通達)
  - 1 公有水面埋立法施行令第7条第2号ただし書の適用を受ける埋立てに係る公有水面埋立法施行規則第3条第10号の図書は、国等の出資比率の状況を記載した書類及び当該埋立てと地域の総合的發展との関係を示した書類とすること。
  - 2 局長通達記2(1)の「計画」は、その策定又は承認に当たって当該地方公共団体の環境保全部局、水産部局、都市計画部局その他関係部局が関与した総合的な計画であること。
  - 3 局長通達記2(1)の「計画」に、具体的に埋立計画が記載されていることは必ずしも必要ではないこと。